

## 岐南町パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町民の町政への参画の促進を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 パブリックコメント手続 町の基本的な計画等（以下「計画等」という。）の意思決定にあたり、その趣旨、目的、案等を実施機関が公表し、それに対して町民等から意見を求め、提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して当該計画等を決定するとともに、提出された意見等の概要に対する町の考え方を公表する手続をいう。
- 二 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び水道事業管理者をいう。
- 三 町民等とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 町内に住所を有する者
  - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 町内に在する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 町内に在する学校に在学する者
  - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第三条 パブリックコメント手続の対象となる町の計画等は、次に掲げるもののうち、町民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。

- 一 町の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定又は改定

- 二 町政の基本的かつ重要な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- 三 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃  
(適用除外)

第四条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。

- 一 緊急を要するもの又は内容が軽微なもの
- 二 町税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの
- 三 法律等の制定又は改廃により、制定又は改廃をする条例
- 四 法令等の規定に基づき、広く町民等の意見聴取を行わなければならないもの
- 五 計画等の対象が一部の町民に限られるもの等の理由により実施機関がパブリックコメント手続の実施が適当でないものと認めたもの  
(計画案等の公表)

第五条 実施機関は、最終的な意思決定を行う前に、計画等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項及び資料を併せて公表するものとする。
  - 一 計画等の案を作成した趣旨、目的
  - 二 計画等の案を作成した際の実施機関の基本的な考え方
  - 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項及び資料(公表の方法)

第六条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 町ホームページへの掲載
- 二 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

(意見等の提出)

第七条 実施機関は、第五条の規定による公表から三十日程度の期間を設けて、対象事案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急の場合等実施機関がやむを得ないと認めた場合については、この期間を短縮することができる。この場合においては、パブリックコメント手続の実施にあたり、その理由を明らかにしなければならない。

2 意見の提出をしようとする町民等は、前項の規定に従い、意見等を提出するものとする。

3 意見等の提出方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 実施機関が指定する場所への書面の提出

二 郵便

三 ファクシミリ

四 電子メール

五 その他実施機関が適当と認める方法

4 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名及び電話番号（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び電話番号）を明らかにするものとする。

(意見等の考慮と公表)

第八条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の意思決定を行うまでに、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する考え方並びに計画等の案を修正したときはその修正内容を公表すものとする。ただし、岐南町情報公開条例（平成十二年条例第十五号）第九条に規定する公開しないことができる公文書に該当するものについては、この限りでない。

3 第五条の規定は前項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第九条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、町のホームページに掲載し、これを公表するものとする。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月一日から施行する。